

三条市ICT・IoT導入及び活用伴走支援モデル事業に関する質問書と回答

NO.	質問	回答
1	「モデル事業所」は、介護関係機器の導入を前提として選定されるのか、または職場環境や業務内容等の組織課題を明確にしたうえで、介護従事者の負担軽減のための環境整備や生産性向上、業務改善等が介護関係機器の導入を必要としない場合はあり得るのか。	モデル事業所は、ICT・IoT活用の試用的導入を前提に公募で選定します。原則として、事業実施期間内での機器導入を伴う改善を目指しますが、期間内の活用が難しい場合でも具体的な導入・活用計画を策定することが条件となります。
2	介護関係機器の導入ができなかった場合は、事業終了となるのか。	介護関係機器の導入ができなかった場合であっても、事業終了とはなりません。本事業の目的はICT・IoTの活用を通じた生産性向上であり、事業実施期間内での機器導入を推奨しますが、導入に向けた「環境整備」や「計画策定」の段階であっても、それを重要な事業成果として認めます。具体的には、現場の課題分析により「即時の機器導入よりも、まずは業務の整理や職員の意識醸成を優先すべき」との結論に至った場合、そのプロセスと、将来的な導入に向けた具体的な実行計画（ロードマップ）の策定をもって、伴走支援の成果とみなします。
3	ICT機器の導入に関して、三条市からの助成はあるのか。	三条市からのICT機器導入費用に対する助成はありません。ICT・IoT導入及び活用伴走支援モデル事業において、専門事業者による伴走支援に係る費用については、市の負担としますが、ICT機器等の導入や活用に係る費用については、モデル事業所の実費負担になります。
4	「モデル事業終了後のモデル事業所への支援」は委託契約に含まれるのか。	本契約の委託契約期間は令和9年3月31日までですが、仕様書に基づき、令和9年度に開催予定の実績報告会への出席およびモデル事業所の資料作成に対する助言は委託契約に含まれることを想定しています。しかし、令和9年度以降に継続してモデル事業所がICT・IoT導入及び活用に関する支援を希望する場合は、本事業の業務内容には含まれないため、委託事業所とモデル事業所間で相談や支援方法の検討等の柔軟な対応を検討してください。
5	「次年度以降の検討支援」は委託契約に含まれるのか。	NO. 4の回答のとおり、本契約の委託契約期間は令和9年3月31日までですが、仕様書に基づき、令和9年度に開催予定の実績報告会への出席およびモデル事業所の資料作成に対する助言は委託契約に含まれることを想定しています。実績報告会の資料作成に対する助言については、委託契約期間内にモデル事業所との情報共有や連携を密に行い、資料作成に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。また、令和8年度のモデル事業で取り組んだ内容について、三条市内の他事業所から問合せがあった場合は、適宜相談に応じるなど柔軟な対応をお願いいたします。
6	「定点評価」に関して、当該取組中は生産性が一時的に下がることが容易に想像できるが、評価は支援終了後いつ実施するかの取り決めはあるのか。	評価の時期については、委託期間である令和9年3月31日までに完了させる必要があります。御指摘の通り、導入初期は操作習得等により一時的な負荷増が予想されるため、最終的な評価は「習熟期間」を経た事業終盤（令和9年2月～3月頃）に実施することを想定しています。ただし、比較検証のため、事業開始前の「事前評価」および期間中の「中間評価（定点評価）」もあわせて実施していただきます。